

# 愛知県公報

発行/愛知県 編集/総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

告示

- 高病原性鳥インフルエンザまん延防止のための緊急的な消毒等の実施 第15号 (畜産課) 1

## 告示

愛知県告示第15号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第30条の規定に基づき、次の区域において家きんを所有する者に対し、次のように消毒方法及びねずみの駆除方法を実施することを命ずる。

令和7年1月10日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 実施の目的  
本県における緊急的な高病原性鳥インフルエンザのまん延防止
- 2 実施する区域  
愛知県内全域
- 3 実施の期日  
令和7年1月11日から同年2月末日まで
- 4 実施方法  
次に掲げる方法
  - (1) 消毒方法  
消石灰の農場内（家きん舎周囲及び農場敷地内）散布。ただし、同等の効果が認められる方法への代替も可とする。
  - (2) ねずみの駆除方法  
家きん舎内等でのねずみ捕りの設置及び殺鼠<sup>ネズミ</sup>剤の散布